国連 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　CRPD/C/BEL/CO/2-3

**障害者権利条約**

配布：一般

2024年9月30日

オリジナル：英語

**障害者権利委員会**

**ベルギーの第2・3回合併報告に対する****総括所見[[1]](#footnote-1)\***

# I. はじめに

1. 委員会は、2024年8月22日に開催された第735回および736回会合[[2]](#footnote-2)において、ベルギーの第2・3回合併定期報告[[3]](#footnote-3)を検討した。委員会は、2024年9月2日に開催された第750回会合で本総括所見を採択した。

1. 委員会は、委員会の報告前質問事項[[4]](#footnote-4)に応えて、委員会の報告ガイドラインに従って作成されたベルギーの第2・3回合併定期報告を歓迎する。
2. 委員会は、締約国代表団との建設的な対話が行われたことを高く評価するとともに、締約国代表団が、関連する地域（region）および共同体（community）の政府代表およびそれぞれの行政機関を含む強力なものであったことを称賛する。委員会はまた、条約第33条2に従った国内人権機関および独立監視機構としての機会均等のための連邦間センター（Interfederal Centre for Equal Opportunities）の積極的な参加を評価する。

（訳注　ベルギーの政治体制は、連邦政府、3つの言語共同体政府（ドイツ語、オランダ語、フランス語）、3つの地域政府（フラマン、ワロン、ブリュッセル首都圏）があり、基本的にはそれぞれ独立で、役割分担がされている。フランダースは、フラマン地域の通称であるが、オランダ語（フラマン語）共同体とは領域がほぼ同じなので、事実上統合されていて、政府・議会は共通である。）

# II. 肯定的側面

4. 委員会は、2014年の第1回報告の審査以降、締約国によって達成された憲法、立法、政策の改革、特に以下の進展を歓迎する：

(a) フラマン地域（Flemish Region）で、通常の（mainstream）教育制度で学ぶ特別な教育要求を持つ生徒への学習支援に関する新しい法令を導入した；

(b) 2021年に、合理的配慮を受ける権利を保証する新たな規定、第22条terを締約国の憲法に挿入した；（訳注　terはラテン語の「～の3」の意味。ベルギー憲法第22条（Article 22）は、「すべての人の、私生活および家族生活の尊重を受ける権利」、第22条の2（Article 22bis）は、「子どもの権利」で、これに、第22条の3（Article 22ter）として「障害のある人の、完全参加、合理的配慮を受ける権利」が追加された。）

(c) 2013年3月17日の、不妊手術に同意できるのは、法定後見人ではなく本人のみであるとした法律を採択した；

(d) 2024年にブリュッセル首都圏地域は、雇用主に障害者雇用を奨励するための新たな雇用助成金を導入した；

(e) 2022年にワロン地域は、自立生活を送るための統合されたライフコース経路（integrated life-course pathways）の戦略を採用した；

(f) 2021年に連邦障害者行動計画2021-2024（Federal Disability Action Plan 2021–2024）、2024年に連邦間障害者戦略2022-2030（Interfederal Disability Strategy 2022–2030）を採択した。その目的は、障害のある人の権利を保証するために制度的バリアを減らすことである；

(g) 2019年に「深刻な医学的、精神的、心理的、または精神医学的問題を抱える」求職者に関する勅令を制定し、精神障害（psychosocial disabilities）のある人がより長期的かつ具体的な就職支援を受けられるようにした。

5. 委員会は、締約国の条約実施のための制度的・政策的枠組みを改善するための努力、特に以下を歓迎する：

(a) ドイツ語共同体（German-speaking Community）（2023年）、フランダース（Flanders）（2022年）、フランス語共同体（French Community）（2023年）、ワロン地域（Walloon Region）（2023年）、ブリュッセル首都圏地域（Brussels-Capital Region）（2018年）における障害者諮問委員会の設置；

(b) ワロン地域におけるアクセシビリティ計画2022-2024（Accessibility Plan 2022–2024）の採択；

(c) 2022年の障害に関する閣僚間会議の発足；

(d) 2016年、ワロン保健・社会保護・障害・家族庁（Walloon Agency for Health, Social Protection, Disability and Families）の設立；

(e) 2015年、ブリュッセル首都圏地域、共通共同体委員会、フランス共同体委員会による障害メインストリーミング憲章（Disability Mainstreaming Charter）の採択；

(f) 2015年、フラマン共同体（Flemish Community）とフラマン地域（Flemish Region）における、アクセシビリティのための機関「インター（Inter）」の設立；

(g) 障害のある成人に対する個別資金援助の原則の適用、および障害のある子どもとそのネットワークに対する経済的支援の拡大（パーソナルアシスタンスを含む）。

# III. 主な懸念事項と勧告事項

# A. 一般原則と義務（第1～4条）

1. 委員会は次のことを懸念している。
   1. 締約国は、条約、委員会の一般的意見およびガイドライン、障害者政策、障害のある人の権利に関する当局の任務および権限（competency）に関する情報を、アクセシブルな形式で適切に宣伝・普及させていない；
   2. 障害の定義や障害に関する政策に関して、連邦政府、地域政府、共同体政府の間で調和がとれていない；
   3. 締約国では、障害評価のシステムや、必要なサービスや支援を利用するための資格基準との関連も含め、障害の医学モデルが普及しており、連邦政府の総合的評価（multidisciplinary assessment）は、本人の環境や個別の要求が十分に考慮されていないとの報告がある；
   4. 最近採択された法律、例えば選挙法を改正する2023年3月28日の法律は、知的障害のある人または／および精神障害のある人が政治的権利を行使できないことを裁判官が簡単に宣告できるようになっている。
2. **委員会は、前回の勧告[[5]](#footnote-5)を繰り返し、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**
3. **条約、委員会の一般的意見およびガイドライン、障害者政策、障害のある人の権利に関する当局の任務および権限に関する情報を、アクセシブルな形式を含めて、周知し、普及させる；**
4. **連邦レベル、地域レベル、共同体レベルでの障害に関する法的・政策的枠組みを、特に障害に関する人権モデルを法律、規則、政策に組み込むことによって、条約の原則と調和させる；**
5. **障害の医学モデルを障害の人権モデルに置き換えることによって、障害評価のシステムを改訂する。障害のある人が直面する法的・環境的バリアと、自立して生活し、社会に完全に包摂される権利を促進するために必要な支援と援助を評価するシステムを確立する；**
6. **民法および選挙法において、障害のある人の政治的権利を否定したり、障害のある人が他の人々と平等に権利を行使することを妨げたりするすべての条項を削除する。**
7. 委員会は次のことを懸念している。
   1. 障害のある人が、条約を実施するための法律や政策の策定や実施において、普通は（regularly）綿密な協議を受けたり、代表団体を通じて積極的に関与することはないという報告がある；
   2. 委員会が一般的意見第7号（2018年）（訳注　一般的意見第7号は「障害者団体の参加」）で詳しく説明した、障害者団体としての要件を満たさない団体が、さまざまなレベル政府の諮問会議に参加している。
8. **委員会は、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**
   * 1. **この条約を実施するための法律および政策の策定および実施の初期段階を含むすべての段階において、障害のある女性および少女の団体を含む障害のある人を代表する団体を通じて、障害のある人との緊密な協議および障害のある人の積極的な関与を確保するための、適切な人的、技術的、財政的資源をともなう、法律で裏付けられたメカニズムを確立する；**
     2. **各レベルの政府の諮問委員会に参加する団体が、委員会の一般的意見第7号（2018年）で定義された要件を満たすようにする。**

## B. 具体的な権利（第5～30条）

**平等及び無差別（第5条）**

1. 委員会は、連邦レベルでは、交差的および複合的な形態の差別からの保護を法律に盛り込む必要性が認識されていることを認める。しかし、次のことを懸念している：
   1. 障害を理由とする差別が、人種、年齢、性別、民族性、性的指向、ジェンダーなどの他の理由と交差するという認識に関する情報が不足している；
   2. 差別に対するさまざまな種類の保護が、連邦の問題なのか、それとも地域（regional）の問題なのかを確定するのが複雑なため、差別禁止法の実施には手続き上のバリアがある。
2. **委員会は、一般的意見第6号（2018年）**（訳注　一般的意見第6号は、「平等及び無差別」）**および持続可能な開発目標のターゲット10.2および10.3**（訳注　持続可能な開発目標10は、「各国内及び各国間の不平等の是正」）**を想起し、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**
3. **連邦レベルおよび地域レベルの法律を改正・実施することにより、複合的・交差的差別を含む差別に対する保護を強化する；**
4. **差別、特に交差する差別を記録するために必要なデータを収集するため、報告センターを設置し、調査を実施する；**
5. **複合的差別や交差的差別などの差別の被害者が苦情を申し立てるための、連邦、地域、共同体、市町村レベルをカバーする単一の窓口を設置する。**

**障害のある女性（第6条）**

1. 委員会は次のことに懸念を表明する：
   1. 連邦レベルおよび地域レベルで、障害に関する戦略、公共政策、計画において、また男女平等に関する施策において、障害のある女性と少女への、および条約に基づく彼女たちの権利への配慮が乏しく、その配慮の対象が一部に限られている（selective）；
   2. 障害のある女性と少女が条約の下の権利を行使する際に遭遇するバリアに関する統計情報が限られているため、障害のある女性と少女の現状を信頼できる形で理解することができない。
2. **委員会は、一般的意見第3号（2016年）**（訳注　一般的意見第3号は、「障害のある女性」）**および持続可能な開発目標のターゲット5.1、5.2および5.5**（訳注　持続可能な開発目標5は、「ジェンダー平等」）**を想起し、締約国に対し、障害のある女性および少女を含む障害のある人と緊密に協議し、彼らを代表する団体を通じて、その積極的関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**
   1. **あらゆるレベルの政府において、条約の下での障害のある女性と少女の権利を、すべての公共政策、行動計画、戦略（障害のある人の権利に関するものおよび女性****の権利に関するものを含む）で主要課題として取り上げる（mainstream）；**
   2. **障害のある女性および少女が条約に基づく権利の行使に際して直面するバリアについて、機能障害、人種、年齢、地域（region）およびその他の関連する基準によって細分化された統計を収集し、編集するメカニズムを確立する。**

**障害のある子ども（第7条）**

1. 委員会は次のことに懸念を表明する：
   1. 障害のある子どもは、あらゆるレベルの政府において、彼らの生活に影響を与える決定に加えられていない；
   2. 家庭で生活する障害のある子どもへの支援サービスはきわめて乏しく、施設やその他のインクルーシブでない場所に預けられることが増えている。
2. **委員会は、締約国に対し、障害のある子どもを含む障害のある人と緊密に協議し、彼らを代表する団体を通じて障害のある人の、その積極的関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**
   1. **障害のある子どもが、自分に影響を与えるあらゆる事柄について自由に意見を表明し、その意見がその年齢と成熟度に従って十分に尊重される権利、およびこの権利を実現するために障害と年齢に応じた支援が提供される権利を確保するために、あらゆるレベルの政府の法律を改正する；**
   2. **障害のある子どもが、施設やその他のインクルーシブでない施設に収容されることを避けるために、障害のある子どもとその世話をする人に必要な支援手段を開発し、提供するために、十分な資源を割り当てる。**

**意識の向上（第8条）**

1. 委員会は次のことに懸念を表明する；
   1. 障害の医学的モデルが根強く残っている。障害のある人は社会の寛大さの受け皿であると広く認識されているという報告がある。また、あらゆるレベルの政府において、障害のある人を他の人と同等の権利保持者として認めることを促進するための意識向上策が不十分である；
   2. ダウン症やその他の機能障害のある人は、他の人よりも価値が低いという社会的認識が、ダウン症やその他の機能障害の出生前診断後の妊娠中絶を選択する（selective）割合が高いことの一因となっている。
2. **委員会は、締約国に以下のことを勧告する：**
   1. **あらゆるレベルの政府において、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的な参加を得て、障害のある人の尊厳と権利に関する認識を高めるために、障害のある人の人権モデルに基づく啓発戦略と行動プログラムを策定し、実施する；**
   2. **出生前検診を受ける将来の親に、障害のある人に関する固定観念や障害の医学モデルに関連する価値観を助長しない、総合的な情報と非指示的なカウンセリングが提供されるようにする。**

**アクセシビリティ（施設及びサービス等の利用の容易さ）（第9条）**

1. 委員会は、締約国の地域政府がアクセシビリティについて規定する基準を設けていることに留意する。しかし、委員会は依然として次のことを懸念している：
   1. アクセシビリティ基準は、建築許可を必要とする建物の新築、または既存の建物の大幅な改築に限定されている。既存の建物には適用されない。また、視覚機能障害や聴覚機能障害、知的障害および精神障害のある人のアクセスを保証する措置は常に除外されている；
   2. 道路や公園などの公共インフラのアクセシビリティ基準は、一部に限って選ばれていて（selective）、不十分と思われる。；
   3. アクセシビリティ要件の実施が、工事完了時に組織的に検査されていない；
   4. 公共交通機関を障害のある人が利用しやすくするための、明確な時間枠、権限、予算、監視メカニズムが記載されている権威ある計画が欠如している。その結果、交通事業者によってアクセシビリティに大きなばらつきがあり、公共交通機関のアクセシビリティ向上のペースは概して遅い；
   5. 鉄道、バス、船舶での移動に対する、自立性へのアクセシビリティ（autonomous accessibility of transport　訳注　介助者なしで利用できる）が保証されていない。
2. **一般的意見第 2 号（2014 年）**（訳注　一般的意見第2号は、「アクセシビリティ」）**を想起し、前回の勧告[[6]](#footnote-6)を繰り返し、委員会は、締約国が、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的な関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**
   1. **建築物に関する既存のアクセシビリティ基準を、視覚や聴覚に機能障害のある人、知的障害や精神障害のある人のアクセスを保証する基準で補完する。また、建築許可の要件に関わらず、公共・民間の既存の建物に対してその基準の適用範囲を拡大する。そして、明確な期限と監視を伴うアクセシビリティ基準の実施計画を策定する；**
   2. **道路や公園などの公共インフラのアクセシビリティ基準を見直し、障害の種類を問わず、あらゆる機能障害のある人のアクセシビリティを確実に保証し、明確な時間枠、権限、予算、監視メカニズムを備えた基準の実施計画を策定する；**
   3. **アクセシビリティ基準の実施を、工事完了時に組織的に検査し、不順守の場合には迅速に改善措置を講じるようにする；**
   4. **明確な時間枠、権限、予算、監視メカニズムを備えた権威ある計画を策定し、高度の支援を必要とする障害のある人を含む障害のある人が公共交通機関を利用できるようにし、その計画を鉄道、バス、航空、船舶による輸送を含むすべての交通手段に拡大する；**
   5. **以下の規則の対象となる鉄道、バス、海上交通の自立的な利用を保証する法律を制定する：**
   6. **鉄道旅客の権利および義務に関する2021年4月29日付欧州議会および理事会規則（EU）2021/782（再改訂）；**
   7. **2011年2月16日付欧州議会および理事会規則（EU）第181/2011号バス・長距離バス輸送における旅客の権利に関する規則（EC）、および改正規則第2006/2004号；**
   8. **2010年11月24日付欧州議会および理事会規則（EU）第 1177/2010号「船舶および内陸水路による旅行時の旅客の権利に関する規則（EC）、および改正規則第2006/2004号。**

**生命に対する権利（第10条）**

1. 委員会は次のことを懸念している。
   1. 入所施設や精神科施設などの施設に入所している障害のある人の平均余命は、一般の人々に比べて大幅に低いという報告がある；
   2. 警察の介入によって精神障害のある人が死亡したという報告がある。拘束具の使用および警察官の訓練不足が原因とされている。；
   3. 15歳から29歳の若者の死因として自殺が最も多く挙げられているにもかかわらず、この年齢層の障害のある人の自殺率に関する情報がない。
2. **委員会は、締約国に以下のことを勧告する：**
   1. **施設に入所している障害のある人（女性と少女を含む）の平均余命と死亡率に関するデータを体系的に収集する。施設に入所している障害のある人が、質の高い保健ケアと、医療およびその他の健康的な生活のための支援を受けられるようにする総合的なメカニズムを確立する。そして、それらの実施状況を障害のある人の脱施設化のプロセスが完了するまで、注意深く監視する；**
   2. **警察、刑務官、その他の法執行職員の暴力による障害のある人の死亡を防止するための取り組みを強化する。そのために、研修の義務化、暴力の排除、多職種の連携による非強制的支援**（訳注　身体拘束、拘禁などの強制をしない支援）**の実施などの対策を含む総合的行動計画を策定する；**
   3. **障害のある若者の死因に関する統計データを収集し、これらの原因に対処するために、心理社会的サービスを含む必要不可欠でアクセシブルなサービスを提供する。**

**危険な状況および人道的緊急事態（第11条）**

1. コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックと2021年の洪水の際には、障害のある人の死と苦痛が著しく増加した。これは、障害のある人の保護と安全のための適切かつ組織的な（coordinated）枠組みが存在せず、連邦、地域、共同体の各レベルにまたがる、予防と対応のための、障害のある人への、インクルーシブで組織的な措置が欠如していた結果である。委員会は次のことを懸念する：
   1. 避難計画には、移動障害のある人を含む障害のある人が考慮されていないことが多く、既存の計画間の調整も不十分である；
   2. 緊急サービス、緊急電話番号、緊急デジタル・アプリは、障害のある人、特に聴覚障害のある人にとってアクセシブルでないことが多い；
   3. 自治体や救急隊は、障害のある人の存在やニーズに気づいていないことが多く、その結果、障害のある人は危機的状況下で気づかれず、適切な支援も受けられないまま放置されることになる。
2. **仙台防災枠組 2015-2030、人道的行動における障害のある人のインクルージョンに関する機関間常設委員会ガイドライン、および緊急時を含む脱施設化に関する委員会のガイドライン[[7]](#footnote-7)を想起し、委員会は、締約国が、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的な関与の下に、次のことを行うよう勧告する：**
   1. **特に、すべての避難計画、危機管理コミュニケーション、緊急サービスを完全にアクセシブルにし、家庭内を含め、必要不可欠なサービスを常に保証し、障害のある人のプライバシーの尊重を確保することにより、障害のある人にとって完全にインクルーシブな総合的な危機管理計画を採択する；**
   2. **気候変動や公衆衛生上の緊急事態を含む、あらゆる種類のリスクや緊急事態に対応するため、あらゆるレベルの政府において障害のある人のインクルージョン戦略を策定し、その戦略の中で、リスク状況における障害のある人のニーズを認識する。**

**法律の前にひとしく認められる権利（第12条）**

1. 委員会は、支援が代理に優先することを保証する意図のもとに、後見法のいくつかの改正を締約国が実施したことを認める。しかしながら、前回の勧告[[8]](#footnote-8)を想起しつつ委員会は次のことを懸念する：
   1. 2023年11月8日の法律などの法改正にもかかわらず、現在の法律には、治安判事（justices of the peace　訳注　刑事事件を担当する裁判官の一種。）が障害のある人のための管理者（administrator）を選ぶことを認める条項など、障害のある人の代替意思決定制度が引き続き含まれている；
   2. 後見制度のもとに置かれている人は増加しており、その人数に関するデータ（支援を伴うもの、および代理を伴うもの）が不足しているとの報告がある；
   3. 障害のある人の管理者の選任と管理を監督する治安判事の仕事量が非常に多く、十分な資源が割り当てられていない。
2. **委員会は、一般的意見第1号（2014 年）**（訳注　一般的意見第1号は、「法律の前にひとしく認められる権利」）**を想起し、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、障害のある人と緊密に協議し、障害のある人の積極的関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**
   1. **あらゆる形態の意思決定の代行を廃止し、障害のある人の意思と選好を尊重する意思決定支援措置に置き換えるために法律を改正し、連邦政府、共同体政府、地域政府、市町村政府（**municipal government**）のすべてのレベルにわたって、適切な保護措置を備えた意思決定支援メカニズムを実施するための総合的戦略を策定する；**
   2. **このような措置や戦略が実施されるまでは、後見人（「司法保護（judicial protection）」）の下にある人の数を、後見人の種類、機能障害、ジェンダー、人種、性、年齢、その他の関連する状況別に集計した統計データを収集する；**
   3. **障害のある人が法的能力を行使するために必要な資源と支援措置を提供する。代理決定制度が廃止されるまで、**治安判事**がケースバイケースで決定を下せるようにするための資源と適切な手段を提供する。改革された法律の施行が意図された精神に沿ったものであることを保証する。**

**司法手続の利用の機会（第13条）**

1. 委員会は次のことを懸念している：
   1. すべての法的手続きへの効果的な参加を確保するための、年齢、障害、ジェンダーに対応した手続き上の配慮が十分に提供されていない；
   2. ろう者および難聴者は、法的なすべての手続きにおいて、手話言語通訳を無料で提供される法的権利を保証されていない；
   3. 障害のある人が自動的に無料法律扶助を受けることはなくなった；
   4. 裁判官、書記官、判事などの司法職員は、障害のある人の個別のニーズについて十分な訓練を受けていないことが多い。
2. **委員会は、障害のある人の司法アクセスに関する国際原則およびガイドラインを想起し、締約国が、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的な関与の下に、次のことを行うよう勧告する：**
   1. **民事、刑事、行政に拘わらず、すべての司法・行政手続において、障害のある人が裁判官、書記官、弁護士、証人などとして効果的に参加できるよう、障害のある人の年齢および性別に応じた手続上の配慮を無料で提供するために必要な制度（認定された手話言語通訳者へのアクセスを含む）を導入し、手続上の変更を行う；**
   2. **司法へのアクセスを確保するため、司法および行政機関の職員、警察官、検察官および刑務所の職員を含む締約国のすべての司法および行政職員に対し、条約に明記された基準および原則の適用に関する適切かつ義務的な研修を確保する；**
   3. **障害のある人が安価な法律扶助を受けられるようにする。**

**身体の自由及び安全（第14条）**

1. 委員会は次のことを懸念している：

(a) 障害のある人は、その機能障害のために合法的に自由を奪われる可能性があり、そのような自由の剥奪を最も深刻なケースに限定しようとする法改正にもかかわらず、この理由で拘禁されている人の数は、締約国で4,000人以上に上っている；

(b) 障害のある人、特に知的障害のある人および精神障害のある人、居住許可証を持たない障害のある人は、適切な支援を受けることなく、刑務所、精神科付属施設、その他の収容施設に無期限に拘禁されることが多い。

1. **委員会は、障害のある人の自由と安全の権利に関するガイドライン[[9]](#footnote-9)、緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン、および一般的意見No.1（2014）**（訳注　一般的意見第1号は、「法律の前にひとしく認められる権利」）**を想起し、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的な関与のもとで、以下のことを行うよう勧告する。：**
   1. **機能障害を理由とする自由の剥奪、同じ罪で有罪判決を受けた他の人よりも障害のある人に対する厳しい措置、および無期限の拘禁を認めるすべての法律を改正または廃止する。そして障害のある人が司法手続き全体において他の人と平等に司法にアクセスできることを保証する；**
   2. **居住許可証を持たない被拘禁者（障害のある人を含む）が、要件を満たしている場合には、収容されている刑務所、精神科付属施設、その他の収容施設を出て地域社会（community）で生活できるよう、外部のケアや支援を受けられることを保証する；**
   3. **刑務所や拘置施設での、アクセシビリティの欠如、合理的配慮の提供などの障害に関する支援措置やメンタルヘルスの欠如、および過密状態に早急に対処し、地域社会への復帰を促進するための適切な支援措置を確保する；**
   4. **2021年6月付の欧州評議会に対する、障害のある人の権利に関する特別報告者（Special Rapporteur**訳注　特定のテーマに関し調査報告を行うために，人権理事会から個人の資格で任命された専門家。**）と委員会の共同公開書簡[[10]](#footnote-10)を認識すること。また、生物学と医学の応用に関する人間としての権利と尊厳の保護に関する条約（Convention for the Protection of Human Rights and Dignity of the Human Being with regard to the Application of Biology and Medicine）の追加議定書または勧告の採択に向けたあらゆるプロセスへの今後の参加において、条約で求められているように、強制的な措置から脱却し、メンタルヘルスに関する非強制的な枠組みの構築を目指す。**

**拷問または残虐な、非人道的な、もしくは品位を傷つけるような待遇や刑罰からの自由（第15条）**

1. 委員会は、連邦人権擁護・促進機関（Federal Institute for the Protection and Promotion of Human Rights）内に、拷問およびその他の残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取り扱いや刑罰を防止するためのメカニズムが設置されたことを歓迎する。しかし、次のことを懸念する：
   1. 障害のある人、特に知的障害のある人および精神障害のある人に対する拘束や強制的措置、および隔離は、国内法では依然として合法であり、懲罰的に、あるいは閉鎖的または半閉鎖的な生活環境における職員不足や過密が原因で、しばしば行われている；
   2. 地域（regional）レベルには、拷問その他の残虐な、非人道的な、または品位を傷つけるような待遇や刑罰を防止するために、障害者施設、精神科施設、老人ホームなど、人の自由が奪われている場所に予防活動機構（preventive mechanism）を通じて実際に訪問するための規定がない。
2. **委員会は、締約国に以下のことを勧告する：**
   1. **知的障害のある人および精神障害のある人を含む、障害のある人に対するあらゆる形態の強制的措置を明確に禁止する；**
   2. **機会均等のための連邦間センターおよびフラマン人権機関と協力して、障害のある人が自由を剥奪されている場所を予防活動機構が具体的に訪問するための地域レベルを含む行動計画を策定し、予防活動機構が締約国内のすべての拘禁施設を監視できるようにする。これは、拷問その他の残虐な、 非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の予防小委員会が、自由の剥奪の場に関する定義と範囲に関する一般的意見第1号（2024年）において定めた基準に従う。そして、障害のある人と接するすべての職員（警察職員を含む）に対して障害のある人の権利に関する意識向上の措置を講じる。**

**搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）**

1. 委員会は、ジェンダーに基づく暴力と闘うための国家行動計画2021-2025が、障害のある人へのジェンダーに基づく暴力も取り上げていることに留意する。しかし、委員会は以下のことを懸念する：
   * 1. ジェンダーに基づく暴力の場合の苦情と救済の仕組みについて、障害のある女性と少女の間で広く知られていない；
     2. ジェンダーに基づく暴力の被害者である障害のある女性と少女への支援措置、性暴力センター（sexual-assault centre）、緊急シェルターのアクセシビリティが保証されていない；
     3. 苦情を申し立てた障害のある女性と少女を、地域社会（community）で自立して生活するために必要な支援なしのままで施設から追放するなどの報復措置の報告がある。
2. **女性差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women**訳注　国連「女子差別撤廃条約」の実施の進捗状況を検討する国連の委員会**）、子どもの権利委員会（Committee on the Rights of the Child**訳注　同じく、国連「子どもの権利条約」の実施状況をチェックする委員会**）および障害者の権利に関する特別報告者が共同で発表した、障害のある女性および少女に対するジェンダーに基づく暴力の撤廃に関する2021年11月25日の声明[[11]](#footnote-11)を想起し、委員会は締約国に対し、障害のある女性および少女を含む障害のある人と緊密に協議し、彼らを代表する団体を通じた障害のある人の積極的関与の下で次のことを行うよう勧告する：**
   * 1. **障害のある女性および少女を含む障害のある人が、ジェンダーに基づく暴力などの暴力事態を回避・認識・通報する方法についてのアクセシブルな情報を提供されるようにする。また搾取、暴力または虐待の被害者である障害のある人が、独立した苦情申し立ての仕組みおよび、リハビリテーションを含め、改善策や十分な補償などの適切な救済を利用できるようにする；**
     2. **支援措置、性暴力センター、緊急シェルターなど、ジェンダーに基づく暴力の被害者のためのサービスが、アクセシブルな建物や施設、アクセシブルな情報とコミュニケーション、障害に関連した支援・援助の提供などによって、障害のある女性と少女にとってアクセシブルなものであることを保証する；**
     3. **入所施設における暴力の被害者である、女性および少女を含む障害のある人が、苦情を申し立てたことによる報復的対抗措置から保護されるようにする。**

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

1. 委員会は以下のことを懸念している：
   * + 1. 障害のある女性、特に知的障害や精神障害のある女性と少女が、集団生活センターや施設に入所している場合、不妊手術を受けさせられたり、避妊を強要されたりすることが多く、また、同意が得られた場合でも適切な説明がなされなかったことが多いという報告がある；
       2. 障害のある女性と少女を含む障害のある人に対する強制不妊手術や強制避妊に関するデータが欠如している；
       3. 2021年2月に「インターセックスの未成年者が身体をそのままの状態で保護される権利（the right to bodily integrity of intersex minors）」を認める決議が採択されたにもかかわらず、現時点では、インターセックスの当事者、特に未成年のインターセックスの当事者に対して、十分な情報を与えられた上での個人的同意なしに、不必要な医療介入、特に「正常化」手術やホルモン治療を行うことを明確に禁止する法的枠組みが存在しない。
2. **女性差別撤廃委員会と本委員会の共同声明と一般的意見第3号（2016年）**（訳注　一般的意見第3号は、「障害のある女性」）**を想起し、委員会は締約国に対し、障害の人権モデルに従って、また女性に対する暴力および家庭内暴力の予防と対応に関する欧州評議会条約に従って、障害のある女性と少女を含む障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと密接に協議し、その積極的な参加のもとで、次のことを行うよう勧告する。**
3. **すべての障害のある女性および少女の不妊手術および避妊が、あらゆる環境において、彼女らの尊厳と自律性を尊重し、その自由意思による、十分な情報に基づく同意に基づくものであることを保証するために必要なすべての立法上、政策上および行政上の措置を講じること。ならびに、脱施設化が完全に実施されるまでの期間、施設に受け入れられる条件として、入所者に不妊手術を受けることまたは避妊具を使用することを施設が要求しないことを保証するために必要なすべての立法上、政策上および行政上の措置を講じる；**
4. **人種、性、ジェンダー、年齢、機能障害、地域、その他の関連する基準によって分類されたデータを収集し、自由意思による、十分な情報に基づく個人的同意なしに不妊手術を受けたり、避妊を強制されたりした人の数を正確に推定できるようにし、特に、そのような慣行が増加しているのか減少しているのか、また、どこで発生しているのかを評価する；**
5. **締約国全体をカバーする法的枠組みの採択と実施を急ぎ、外科手術、ホルモン療法、その他の医療行為など、医学的に不必要で不可逆的な医療行為をインターセックスの未成年者に行うことを明確に禁止し、インターセックス性器切除を受けたインターセックスの人に刑事的、民事的、行政的救済と、医療、心理社会的支援を提供する。**

**移動の自由及び国籍についての権利（第18条）**

1. 委員会は以下のことを懸念している：
   1. 機能障害を確認するための「脆弱性スクリーニング（vulnerability screening）」および、住居、必要不可欠なサービス、障害のある人への支援の提供などの、受け入れプロセスの遅れが、障害のある難民や亡命希望者、難民のような状況にある障害のある人に悪影響を与えている；
   2. 子どものいる、法的滞在資格を持たない移民の家族（undocumented migrant families with children）は、集合住宅（shared accommodation）が障害のある子どもや障害のある家族の他の人にとって適切でない場合でも、地域社会の仕組みに収容される以外に選択肢がなく、その結果、障害のある家族はしばしば、彼らに合った居住環境へのアクセスが妨げられている。
2. **委員会は、締約国に対し、連邦の様々なレベルの政府を調整し、国際的な保護を要求するすべての障害のある人に対して、受入プロセスの非常に長い期間を是正し、以下のようなサービスを提供するよう勧告する。機能障害の迅速な評価、必要な支援要件（requisite support requirement）、手続き上の配慮、合理的配慮、必要不可欠なサービス（essential service）、障害関連の支援、および、アクセシブルな住居や宿泊施設の提供（これらのサービスの対象には、障害のある子どもや****障害のある家族員を持つ移民家族が含まれる）。**

**自立した生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）**

1. 委員会は次のことに懸念を表明する：
   1. 障害のある人が自立して生活し、地域社会に包摂される権利を促進するための持続的な取り組みがなされていない。そして、ワロン当局、共通共同体委員会、ドイツ語圏当局が脱施設化計画を実施できていない；
   2. フラマン地域とワロン地域は、障害のある成人のためのパーソナルアシスタンスを導入しているが、十分な資金がないため、申請者は非常に長い待機リストに入れられ、自立して生活し、地域社会に包摂される権利の享受を事実上妨げている；
   3. 地域社会で自立して生活するためのアクセシブルなサービスが不足しているため、障害のある子どもを持つ親のほとんどは、例えば学校、レジャー、宿泊の場に関して、インクルーシブでない分離されたサービスを選んでいる；
   4. フランスに居住する、障害のある子どもを含む障害のある人を、締約国の精神科病院その他の施設に収容している。
2. **一般的意見第 5 号（2017年）**（訳注　一般的意見第5号は、「自立生活と地域社会への包容」）**、緊急時を含む脱施設化に関する委員会のガイドライン、および障害者サービスの変容に関する障害のある人の権利に関する特別報告者の報告[[12]](#footnote-12)を想起し、委員会は、締約国が、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的な関与のもとで、次のことを行うよう勧告する：**
   1. **時間枠、目標、資金、監視を伴った脱施設化のための効果的な戦略を策定し、実施し、障害のある人にどこでどのように住むかについての真の選択肢を提供するために、さまざまな形態の住居を提供する； 地域に根ざしたサービスが利用できるようにする；そして、知的障害のある人および精神障害のある人を含む障害のある人が、自立して生活し、地域社会に包摂される権利を効果的に行使できるようにする；**
   2. **すべての地域で待機者をなくすために、自立して生活し、社会に包摂されるようにするパーソナルアシスタンスへの十分な行政的・財政的資源を確保し、これを利用する方法についての情報をアクセシブルな形式で提供する；**
   3. **障害のある子どもとその養育者が、他の子どもと平等に、例えば学校、レジャー、宿泊施設など、分離されていないサービスを利用できるようにするために必要な支援を提供する；**
   4. **フランスに居住する障害のある人を締約国の精神科病院やその他の施設に収容することを積極的に推進する慣行をやめる。**

**個人の移動を容易にすること（第20条）**

1. 委員会は次のことを懸念している：
   * 1. 公共交通機関やその他の移動サービスへのアクセシビリティは依然として不十分であり、65歳以上の障害のある人は一般的に移動補助器具や機器、支援技術を受ける権利がない；
     2. 医療現場における必要不可欠なサービスの質の強化、盲導犬や介助犬の提供のための十分な予算がない；
     3. 移動補助具の必要性を評価する際に、障害の医学的モデルを適用している。
2. **委員会は、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**
   * 1. **移動政策（mobility policy）が、65歳以上の障害のある人を含む障害のある人の要求を満たし、移動補助具が各個人の要求に適合し、手頃な費用で提供されるようにする；**
     2. **医療現場を含め、必要不可欠なサービスの質の強化、盲導犬や介助犬の提供のための十分な財源配分を保証するため、すべてのレベルの政府において、障害インクルーシブな予算計画を策定する；**
     3. **障害を評価するためのシステムを根本的に方向転換する。これは、障害の医学モデルの要素を障害の人権モデルの原則に置き換えること、障害のある人が直面する法的および環境的バリアの評価を目的としたシステムを確立しすること、および、障害のある人が自立して生活し、社会にインクルージョンされる権利を実現するために必要な支援と援助を提供することによるものとする。**

**表現及び意見の自由、並びに情報へのアクセス（第21条）**

1. 委員会は次のことを懸念している：
   1. 公的機関、民間サービス事業者、メディアが発行する公共情報が、わかりやすい版（Easy Read）、平易な言葉、字幕、手話言語、点字、音声ガイド、触覚、補強・代替コミュニケーション手段などのアクセシブルな様式では不十分である；
   2. 手話言語が、すべての地域や共同体に渡っての公用語としては認められていないこと、また、さまざまな言語の認定手話言語通訳者の数が不足している（訳注　フラマン地域とフランス語共同体では、それぞれの手話が法的に認められた言語となっているが、ベルギー全体の公用語とはなっていない。）；
   3. 公共部門のウェブサイトやモバイル・アプリケーションのアクセシビリティは限られており、民間部門にはウェブサイトやアプリケーションをアクセシブルにする法的義務がない；
   4. 聴覚障害のある人や視覚障害のある人、その家族や身近な関係者に対する支援措置、特に手話言語学習へのアクセスが不十分であり、その結果、コミュニケーションや情報へのアクセスが著しく制限されている。
2. **委員会は、締約国に以下のことを勧告する：**
   1. **一般向けサービスを提供する公共団体に対し、わかりやすい版、平易な言葉、字幕、手話言語、点字、音声ガイド、触覚、補強・代替コミュニケーション手段など、アクセシブルな様式での情報提供を義務付ける法的枠組みを設ける；**
   2. **すべての地域および共同体で手話言語を公用語として認め、手話言語通訳サービスへの財政支援を増やし、手話言語通訳者という職業をより魅力的なものにするための法律の制定を急ぐ；**
   3. **必要な法的枠組みを採用することにより、公的機関のウェブサイトおよびモバイル・アプリケーションのアクセシビリティに関する、2016年10月26日の欧州議会および理事会指令（EU）2016/2102の、連邦、地域、共同体レベルでの実施を監視する。また、この義務を民間部門に拡大し、不順守の場合の対応措置を提供し、指令の対象外となっているウェブサイトおよびモバイル・アプリケーションに施行規則（implementing legislation）を拡大する。**

**プライバシーの尊重（第22条）**

1. 委員会は、2002年8月22日制定の患者の権利に関する法律の下で、無能力者とされた障害のある人の個人記録、健康記録、リハビリテーション記録のプライバシー保護レベルが低いことを懸念する。
2. **委員会は、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**
   1. **個人データ、健康データ、リハビリテーション・データは、取得目的以外のすべての使用から保護され、定期的に更新・検証され、目的達成後は削除されるようにする；**
   2. **2024年6月13日の欧州議会および理事会規則（EU） 2024/1689（人工知能法 Artificial Intelligence Act）を国内法に組み込み、条約に明記された権利とデータ保護およびプライバシーに関する専門知識を有する監視機関を設置し、その実施を監督する。**

**家庭と家族の尊重（第23条）**

1. 委員会は次のことを懸念している：
   1. 障害のある人が、家族計画を含め、性と生殖に関する健康と権利について、年齢にふさわしく、ジェンダーに対応した情報と教育を受けられるようにするための法的措置がない；
   2. 障害のある人は、パーソナルアシスタンスが不足しているため、非公式な介護者に頼る以外に選択肢がないことが多い；
   3. 障害のある子どもを持つ親や、障害のある親が他の人と平等に親としての権利を行使できるようにするための支援が不足している。
2. **委員会は、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的関与のもとで以下のことを行うよう勧告する：**
   1. **次のことに関して医療従事者への研修を行い、認識を高めるための措置を講じること：（１）障害のある人の権利について、（２）ダウン症やその他の機能障害の出生前診断を受けた親になる予定の人が、十分な情報を得た上で妊娠について決定できるようにするための、公平な指導と支援の提供方法；**
   2. **障害のある子どもを含め障害のある人に対し、家族計画を含む性と生殖に関する健康と権利について、アクセシブルな形式で、年齢にふさわしく、ジェンダーに対応した情報と教育を提供するための政策を採択する；**
   3. **障害のある人が、家庭生活の権利を行使し、自立して生活し、地域社会に包摂されるために、インフォーマルな支援者や介護者ではなく、パーソナル・アシスタントのサービスを利用できるようにする。そのために、インフォーマルな介護者の認定に関する2019年5月17日の法律を見直し、障害のある人の支援要求を明示的に認定する；**
   4. **障害のある子どもを持つ親が、労働市場から離れることなく、家庭環境の中で子どもを育てることができるよう、十分な支援を確保するための法制上および政策上の措置を講じる。**

**教育（第24条）**

1. 委員会は次のことを懸念している：
   1. 締約国は、特別支援教育（special education）を受ける生徒の割合が欧州連合（EU）内で最も高い。インクルーシブ教育への公的支援を構築する取り組みが不足している。さらに、障害のある生徒に対する否定的な態度や期待の低さが根強く残っている；
   2. 教育のあらゆる分野で質の高いインクルーシブ教育を実現するための、明確な目標と方法論を持つ総合的な計画が存在しない；
   3. インクルーシブ教育に関する既存の枠組みでは、アクセシビリティ、合理的配慮、個別支援、教室での支援に関する規定が限られている；
   4. 一般校は、合理的配慮の提供に伴う負担が大きすぎると判断した場合、障害のある子どもの入学を拒否することがある。そのため、複雑な支援を要する子どもは、通常の教育から排除されることが多い。
2. **委員会は、一般的意見第4 号（2016 年）**（訳注　一般的意見第4号は、「インクルーシブ教育を受ける権利」）**を想起し、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**
   1. **特別支援教育からインクルーシブな普通教育（inclusive mainstream education）への効果的な移行を妨げてきたバリアを取り除き、課題に対処する。とくに、インクルーシブ教育の権利についての意識の向上、障害のある生徒に対する否定的な態度や低い期待と戦い、インクルーシブ教育の方法論に関する研究を推進し、締約国におけるインクルーシブ教育施設の最善の事例を明示する；**
   2. **異なる政策分野にまたがる質の高いインクルーシブ教育を協調して推進するため、詳細なスケジュールと必要な資金を含む総合的な移行計画と戦略を策定する。そこでは、質の高いインクルーシブ教育制度に進む具体的なステップを示す；**
   3. **インクルーシブ教育とその実施に関する研修を、すべての学校のすべての教員および教員以外の職員に義務付け、知的障害のある生徒および精神障害のある生徒を含め、障害のある生徒を支援する十分な数の有資格の専門家を養成し、また雇用する**
   4. **高等教育を含むすべてのレベルの教育において、障害のある学生に合理的配慮を提供する。**

**健康（第25条）**

1. 委員会は次のことを懸念している：
   1. 医療インフラや医療機器へのアクセスの悪さ、多くのウェブサイトにおける医療インフラの物理的アクセシビリティに関する情報の欠如などのために、障害のある人がジェンダーに対応した質の高い医療を受けられない；
   2. 障害のある人は、医療サービスや治療方法に関するアクセシブルな情報が不足していることもあり、医療処置や介入に関して、自由意思による、十分な説明を受けた上での個人的な同意を提供できないことが多いという報告がある；
   3. 障害のある人にとって医療費が高すぎるため、経済的な制約から障害のある人が医療を断念していると報告されている；
   4. 障害のある人が医療や保健の専門家に依存していることが虐待や暴力につながらないようにするための、障害のある人の権利に関する医療や保健の専門家の訓練が不足している。
2. **委員会は、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**
   1. **すべての医療および医療関連のインフラとサービスにアクセシビリティ基準を義務化し、年齢とジェンダーに対応できるようにする；**
   2. **医療や治療に関するすべての情報をアクセシブルな形で提供することなど、あらゆる医療処置や介入に関して、障害のある人が自由意思による、十分な情報を与えられた上での個人的な同意を効果的に行えるような枠組みを確立する；**
   3. **経済的に不利な立場にある障害のある人に特定の給付金を支給することや、そのような給付金を地域全体の給付金制度に統合することを含め、障害のある人が他の人と平等に、かつ手頃な費用で医療を受けられるようにする；**
   4. **障害の人権モデルと、障害のある人の尊厳、自律、要求の尊重が、すべての医療・保健専門家の研修カリキュラムに体系的に含まれるようにする。**

**ハビリテーション、リハビリテーション（第26条）**

1. 委員会は次のことを懸念している：
   1. 障害のある人の中には、個々の要求に適合したリハビリテーション・サービスを受けるために、長距離を移動しなければならない人もいる；
   2. 施設に入所している障害のある人は、ハビリテーションやリハビリテーション・サービスの提供者を選ぶことができない；
   3. ハビリテーションやリハビリテーション・サービスを提供する専門家やスタッフの養成と継続研修を確保するための対策が不足している。
2. **委員会は、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**
   1. **ハビリテーションとリハビリテーションのプログラムとサービスが包括的で、障害のある人が自立して生活し、地域社会に包摂される権利を促進し、支援するように設計され、無料で、居住地の近くで提供されることを確実にするために、明確な国家戦略と実施計画を策定する；**
   2. **ハビリテーションやリハビリテーション・サービスを提供する専門家やスタッフに対し、障害のある人の権利や要求に関する体系的かつ継続的な養成・研修を確保する措置を講じる。**

**労働及び雇用（第27条）**

1. 委員会は以下のことを懸念している：
   1. 障害のある人の雇用率が低く、依然として欧州平均を下回っている。また、インクルーシブな労働市場に向けた目に見える進歩はなく、雇用されている障害のある人の大半は保護作業所で働いている；
   2. 雇用市場における障害のある女性の地位は弱く、フルタイム雇用の障害のある女性は45％に過ぎず、障害のある女性の雇用割合は全般的に低い；
   3. 2007年5月10日に制定された、合理的配慮の否定を含む特定の形態の差別の撤廃に関する法律（Act of 10 May 2007 on combating certain forms of discrimination, including the denial of reasonable accommodation）を実施・監視するための効果的なメカニズムが欠如している；
   4. 長期就労不能期間後の社会復帰に関する政策の実施に関して、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らとの緊密な協議とその積極的な関与を保証するための措置が欠如している；
   5. 標準的な職業訓練が効果的に実施されていない。また、聴覚障害のある人、特にフランス語を話す人が専門的な手話言語通訳の訓練を受けられるようにする措置がない。
2. **委員会は、一般的意見第8号（2022年）**（訳注　一般的意見第8号は、「障害のある人の労働及び雇用の権利」）**を想起し、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**
   1. **障害のある女性を含む障害のある人の、失業や保護作業所での雇用から、開かれた労働市場でのインクルーシブな雇用への移行を促進するために、連邦レベルおよび地域レベルで適用可能な戦略と行動計画を策定し、実施する；**
   2. **民間部門と公的部門で、障害のある女性を含む障害のある人の雇用機会を促進し、雇用率を高めるためのプログラムを強化し、雇用の場の発見、獲得、維持、復職のための支援を向上させる；**
   3. **2007年5月10日に制定された、合理的配慮の否定を含む特定の形態の差別の撤廃に関する法律を実施・監視するための、苦情解決制度を含む効果的な法的メカニズムを導入する；**
   4. **長期就労不能期間後の社会復帰に関する政策を効果的に実施する；**
   5. **聴覚障害のある人、特にフランス語を話す人が、専門的な手話言語通訳の訓練を効果的に受けられるようにする。**
3. 委員会は、雇用主に対する助成金の影響や障害のある人が利用できる支援の選択肢（guidance options）に関する首尾一貫した完全かつ透明な情報が不足していることに留意する。さらに委員会は、雇用サービス機関、通常の労働市場の民間雇用主、支援雇用（supported employment）主体、障害のある人を代表する団体間の構造的協力が極めて不十分であることを懸念する。
4. **委員会は、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的関与のもとで、政府のすべてのレベルにおいて、通常の雇用への復帰を促進するために利用可能な措置、合理的配慮、利用可能な給付金および特定の労働分野に特化した団体に関するアクセシブルな情報を提供するよう勧告する。また、労働市場における障害のある人の支援に関与するすべての主体間の効果的な協力を確保するための構造的措置をとるよう勧告する。**

**相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）**

1. 委員会は以下のことを懸念している：
   1. 貧困状態にあり、定期的な収入源を持たない障害のある人が多い。障害のある人の13％が貧困線未満の収入の世帯で生活している；
   2. 次期連邦反貧困計画に障害が十分に組み込まれていない障害のある人が貧困と闘うための、地域レベルの行動計画がないと思われる。
2. **委員会は、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**
   1. **障害のある人が就労する際、障害関連費用をカバーする手当を全額維持するなど、尊厳ある生活を送るのに十分な収入を保証する；**
   2. **次期連邦反貧困計画における貧困およびホームレス削減戦略に障害を取り込み、貧困と闘うための地域行動計画を採択し、特に障害のある女性や子ども、高齢者の状況に対処し、その効果的な実施を保証するための監視メカニズムを設置する。**

**政治的及び公的活動への参加（第29条）**

1. 委員会は、障害のある人の投票場所や手続きへのアクセシビリティを改善するための措置が、地域レベルおよび共同体レベルで取られていることに留意する。しかし、委員会は懸念をもって次のことを指摘する：
   1. 選挙法第7条は、機能障害に基づく選挙権の停止を規定している；
   2. 2023年3月28日の法律で改正された民法492/1条により、障害のある人を司法保護措置下に置く裁判官は、彼らが政治的権利の行使ができないと宣言する権限を持っている；
   3. 一部の投票所、投票手続き、施設、資料、選挙に関する情報（公開選挙討論会、選挙プログラム、オンラインまたは印刷された選挙資料を含む）のアクセシビリティが不足している；
   4. 連邦レベル、地域レベル、共同体レベル、市町村レベルの政治的・公的な意思決定機関に、障害のある女性を含む障害のある人の代表を確保するための効果的な措置が欠如している。
2. **委員会は、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**
   * 1. **知的障害のある人および精神障害（psychosocial disability）のある人を含む障害のある人の投票権を奪うすべての措置を撤廃するために、関連するすべての立法規定を改正し、意思決定プロセスにおいて障害のある人を支援するために必要な措置を講じる；**
     2. **政党に対し、プログラムやその他のコミュニケーションをアクセシブルなフォーマットで提供することを義務付ける；**
     3. **すべての障害のある人のために、アクセシブルな物理的環境、選挙資料や情報の提供など、投票へのアクセシビリティを確保するための措置を強化する；**
     4. **障害のある女性を含む障害のある人の政治的・公的活動への効果的な参加、および国、地域、共同体、市町村レベルでの国や民間団体の意思決定への参加を促進するための戦略を採択する。**

## C. 特定の義務（第31～33条）

**統計及びデータ収集（第31条）**

1. 委員会は、締約国で利用可能なデータが極めて限られており、障害の定義が異なるため比較が困難で、異なる政策分野に分散していること、したがって、国家、経済、社会の発展を確認し、異なるデータベース間のリンクを確立することが困難であること、適切に解釈可能な定量的データがないため、条約の実施に必要な政策や取り組みを策定することが、不可能ではないにせよ、困難であることを懸念する。
2. **委員会は、締約国に対し、締約国に対し、異なる状況でのデータでもうまく比較できるようにする（achieve comparability for contextual interpretation）ために、データ収集において「障害」という用語を定義することを勧告する。さらに委員会は、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会の、障害のある人のインクルージョンとエンパワーメントに関する政策マーカーと、機能に関するワシントン・グループの短い質問集を使用すること、および、利用可能なすべてのデータに基づいて条約の実施に関する政策を立案できるようにするために、連邦と地域のデータを集中的に記録するシステムを確立することを勧告する。**

**国際協力（第32条）**

1. 委員会は、2024年の締約国の欧州連合（EU）議長国としての取り組みに、障害の視点が限定的にしか含まれていないこと、また、国際協力戦略およびプログラムの開発および評価において、障害のある人を代表する団体を通じた障害のある人の参加が限定的であることを懸念する。
2. **委員会は、締約国に対し、国際協力協定およびプログラムの確立において、障害のある人を代表する団体を通じた、彼らとの緊密な協議およびその積極的な関与を確保するための具体的な措置をとるよう勧告する。特に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施および「持続可能な開発目標」の達成状況のモニタリングに関して、このことを勧告する。また、締約国に対し、障害のある人の権利をさらに促進するために、開発に関する欧州コンセンサス（European Consensus on Development）を実施するために必要な措置をとるよう勧告する。**

**国内における実施及び監視（第33条）**

1. 委員会は、機会均等のための連邦間センター（the Interfederal Centre for Equal Opportunities）が、人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）が求める独立性と権限を備えておらず、そのため、国内人権機関世界連盟（Global Alliance of National Human Rights Institutions）からAランク認定を受けていないことから、このセンターの条約の履行を監視する独立機関としての役割を懸念する。さらに、フラマン地域の新たな監視機関であるフラマン人権機関が設立されて以来、機会均等のための連邦間センターは、フラマン地域の権限に属する事項についての権限を持たなくなったことを憂慮している。
2. **委員会は、一般的意見第7号(2018年)** （訳注　一般的意見第7号は「障害者団体の参加」）**を想起し、機会均等のための連邦間センターがパリ原則を遵守することを確保するためのプロセスを完了させるという締約国への前回の勧告[[13]](#footnote-13)を繰り返す。そして締約国に対し、国内人権機関世界連盟による条約の実施を監視するすべての機関のAステータスの認定を申請し、必要に応じて、それらの機関の組織的枠組みをその監視目的に適合させることを勧告する。また、条約の実施を監視するすべての機関に、障害のある人を代表する団体を通じて障害のある人が関与し、全面的に参加するための明確な手続きを確立するよう勧告する。委員会は、機会均等のための連邦間センターとフラマン人権機関が、条約の実施を監視する目的で建設的な協力関係を構築するよう勧告する。**

# IV. フォローアップ

**情報の周知**

1. **委員会は、本総括所見に含まれるすべての勧告の重要性を強調する。取るべき緊急措置に関して、委員会は、法の下の平等な承認に関するパラグラフ25、身体の自由と安全に関するパラグラフ29、および自立生活と地域社会へのインクルージョンに関するパラグラフ39に含まれる勧告に、締約国の注意を喚起したい。**
2. **委員会は、締約国に対し、本総括所見に含まれる勧告を実施するよう要請する。委員会は、締約国に対し、政府と国会のメンバー、関係省庁の役人、司法当局、地方自治体、および教育、医療、法律の専門家など、関係する専門グループのメンバー、ならびにメディアに対し、最新の社会的コミュニケーション戦略を用いて、検討および行動のために本総括所見を伝達するよう勧告する。**
3. **委員会は、締約国に対し、その定期報告書の作成に、市民社会組織、特に障害者団体を参加させることを強く奨励する。**
4. **委員会は、締約国に対し、本総括所見を、NGOや障害者団体、障害のある人本人やその家族などに対し、手話言語を含む国語や少数言語、アクセシブルな様式で広く普及させ、人権に関する政府のウェブサイトで利用できるようにすることを要請する。**

**次回定期報告**

1. **簡略化された報告手続きの下で、委員会は、締約国の第4回から第6回を合わせた報告の提出期限である2031年8月2日の少なくとも1年前に、報告前質問事項を締約国に送付する。その質問事項に対する締約国の回答が、第4回から6回までの報告となる。**

(翻訳・佐藤久夫、岡本 明)

1. \* 委員会第31会期（2024年8月12日～9月5日）で採択。 [↑](#footnote-ref-1)
2. CRPD/C/SR.735およびCRPD/C/SR.736 [↑](#footnote-ref-2)
3. CRCPD/C/BEL/2-3 [↑](#footnote-ref-3)
4. CRCPD/C/BEL/QPR/2-3 [↑](#footnote-ref-4)
5. CRPD/C/BEL/CO/1, パラ5と6 [↑](#footnote-ref-5)
6. CRPD/C/BEL/CO/1, パラ21と22 [↑](#footnote-ref-6)
7. [CRPD/C/5](http://undocs.org/en/CRPD/C/5) [↑](#footnote-ref-7)
8. [CRPD/C/BEL/CO/1,](http://undocs.org/en/CRPD/C/BEL/CO/1) パラ23と24 [↑](#footnote-ref-8)
9. [A/72/55](http://undocs.org/en/A/72/55)、付属資料 [↑](#footnote-ref-9)
10. [https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/crpd/statements-declarations-and-observations](http://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/crpd/statements-declarations-and-observations) [↑](#footnote-ref-10)
11. [https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp- content/uploads/sites/15/2021/12/CRPD-Statement-25\_11\_2021-End-violenceagainst-Women-1.pdf](https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2021/12/CRPD-Statement-25_11_2021-End-violence-against-Women-1.pdf) から入手可能 [↑](#footnote-ref-11)
12. [A/HRC/52/32](http://undocs.org/en/A/HRC/52/32) [↑](#footnote-ref-12)
13. CRPD/C/BEL/CO/1、パラ49 [↑](#footnote-ref-13)